



平成 25 年 4 月 8 日

各 位

上 場 会 社 名 ユニーグループ・ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長 前村 哲路
(コード番号 8270 東証・名証第 1 部)
問合せ先責任者 専務取締役 越田 次郎
(TEL 0587-24-8066)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 25 年 5 月 16 日開催予定の当社第 42 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備え、現行定款第 2 条（目的）に定める事業目的の追加を行うとともに、一部字句の修正を行うものであります。
- (2) 当社の事業年度は毎年 2 月 21 日から翌年 2 月 20 日までの 1 年間としておりますが、より適時適切な情報開示およびグループ経営の効率化等を目的として、これを毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年間に変更することといたしたく、現行定款第 12 条、第 13 条、第 36 条、第 38 条及び第 39 条について所要の変更をするとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 5 月 16 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 5 月 16 日（予定）

以 上

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社 (外国会社を含む。)、組合(外国における組 合に相当するものを含む。)その他これらに準 ずる事業体の株式又は持分を所有すること により、当該会社等の事業活動を支配又は管理す ること及びこれに付帯又は関連する事業を営 むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(1. ~77. 号文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>78. 前各号に付帯又は関連する一切の事業</p> <p>② 当社は、前項各号の事業を営むことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎年5月20日まで に、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日 は、毎年2月20日とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌 年2月20日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月20 日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8月20日を基準日として中間配当をすること ができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社 (外国会社を含む。)、組合(外国における組 合に相当するものを含む。)その他これらに準 ずる事業体の株式又は持分を所有すること により、当該会社等の事業活動を支配又は管理す ること及びこれに付帯又は関連する事業を営 むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p><u>78. 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買 に関する事業</u></p> <p><u>79. 電気自動車への充電サービス</u></p> <p>80. 前各号に付帯又は関連する一切の事業</p> <p>② 当社は、前項各号の事業を営むことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎年5月末日まで に、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日 は、毎年2月末日とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌 年2月末日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末 日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8月末日を基準日として中間配当をすること ができる。</p> <p>附則</p> <p><u>第36条(事業年度)の規定にかかわらず、第 43期事業年度は、平成25年2月21日から平成 26年2月28日までの1年8日間とする。なお、 本附則は、第43期事業年度終了後、これを削 除する。</u></p>